

## 高砂市消防本部新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年 5月

### 1 消防本部対策室の設置

- (1) 新型インフルエンザ感染疑い患者が発生した場合は、消防本部に対策室を設置する。
- (2) 対策室の構成員は次のとおりとする。  
消防長、署長、総務課長、予防課長、消防課長、消防課主幹、分署主幹、  
予防課担当副課長、通信担当副課長。

### 2 「新型インフルエンザ感染疑い患者」の対応

#### (1) 通信指令室の対応

ア 新型インフルエンザ対策を念頭に置いた119番通報受信時に聴取すべき内容について

##### ① 渡航歴等

渡航歴（過去1週間）

- ・ 渡航した国、渡航した場所
- ・ 新型インフルエンザの流行地域へ滞在、又は立ち寄ったか否か

新型インフルエンザ疑いの患者との接触の有無

##### ② 症状

発熱の有無（            度）

咳、呼吸困難の有無

全身症状(頭痛、関節痛、筋肉痛)の有無

\* 複数の項目にチェックがついた場合、特に**渡航歴等**と**症状**のいずれかの項目にもチェックがついた場合には、新型インフルエンザ感染も疑って感染防護等の対応を行う。

\* 新型インフルエンザ感染疑いがある通報者にたいしては、加古川健康福祉事務所に連絡するよう促す。

イ 救急隊等への情報提供等

① 上記アを聴取し、「新型インフルエンザ感染疑い患者」の場合、救急隊へ情報を提供する。

② 消防本部対策室及び関係部署（加古川健康福祉事務所・高砂市民病院）への情報提供及び連絡をする。

#### (2) 救急隊の対応

ア 出場時の対応

① 通信指令室の情報により、出場時に「新型インフルエンザ感染疑い患者」の場合感染防護具【防護衣（上・下）、N95マスク、ゴーグル、手袋】による感染防止措置を行う。（1回の搬送ごとに交換）

② 救急車収容時に「新型インフルエンザ感染疑い患者」と判明した場合は、N95マスクの着用を最優先として感染防止措置を行うとともに、通信指令室に連絡する。

③ 搬送先の決定

加古川健康福祉事務所に連絡し、専用外来又は発熱外来の照会をうけること。

(参考：兵庫県新型インフルエンザ対策実施計画に基づく指定医療機関)

- ・第1種感染症指定医療機関：神戸市立医療センター中央市民病院（2床）
- ・第2種感染症指定医療機関：県下9病院（50床）

東播磨圏域：加古川市民病院<sup>㊤1</sup>

\*㊤1 県立加古川医療センターの整備にあわせて、同病院に変更予定。

イ 救急搬送時の対応

- ① 患者へは基本的にサージカルマスクを着用させる（気管挿管されている場合等を除く）
- ② 患者家族は救急車に同乗させない。
- ④ 救急搬送中は、換気扇の使用や窓を開放するなどにより、換気を良好にするように努める。
- ⑤ 搬送中は、周囲の環境を汚染しないように配慮し、特に汚れやすい手袋に関しては汚染したらすぐに交換する。手袋交換の際は手指消毒を行う。
- ⑥ 搬送する患者が、新型インフルエンザに感染している疑いのある患者であることを搬送先の医療機関にあらかじめ告げ、必要な感染対策を患者到着の前にとれるようにする。
- ⑥ 搬送する段階で、新型インフルエンザ感染を全く疑わずに搬送を終了し、のちに患者が新型インフルエンザであると判明した場合は、速やかに加古川健康福祉事務所に連絡し、救急隊員（場合によっては、濃厚接触者である家族、消防署の職員を含む）の健康観察等、対応を求める。

ウ 病院収容後の対応（帰署後を含む）

- ① 医療機関及び加古川健康福祉事務所の指示があるまで病院で待機する。
- ② 救急車及び使用した資機材は消毒する。
- ③ 救急車の出場は、消毒後30分から60分程度不可とする。  
消毒を行う前に、まず、十分に救急車を開け放し、換気をよくする。  
可能であれば、患者を降ろした後、ドアを閉めることなく、十分な換気を図る。  
患者搬送後の消毒については、可能であればストレッチャーを外に出し、車内のスペースを広くし、目に見える汚染に対して次亜塩素酸ナトリウム水溶液又はアルコールにより清拭・消毒する。  
ただし、手が頻繁に触れる部位については、目に見える汚染がなくても清拭・消毒を実施する。  
なお、患者搬送後の消毒は、患者搬送時に使った感染防護具を外し、手洗い又は手指消毒を行ったあと、改めてサージカルマスクや手袋等の感染防護具を着用して行うよう努める。
- ④ 使用した感染防護具は、適切に処理を行う。  
特に脱いだマスク、手袋、防護衣等は汚染面を内側にして、他に触れないよう注意しながら対処し、感染性廃棄物として対処する。  
(別添の感染防止衣着脱方法参照)

(3) 消防本部対策室の対応

- ア 事案が発生した場合は、職員を病院及び保健所に派遣し、情報収集にあたる。
- イ 救急隊員の健康管理について、加古川健康福祉事務所と協議する。
- ウ 必要に応じて、高砂市医師会、市危機管理室、市健康増進課等関係部署へ連絡する。
- エ 状況に応じ、消防職員の非常召集を行う。
- オ 状況に応じ、業務継続計画について協議する。

(4) 救急隊員の健康管理

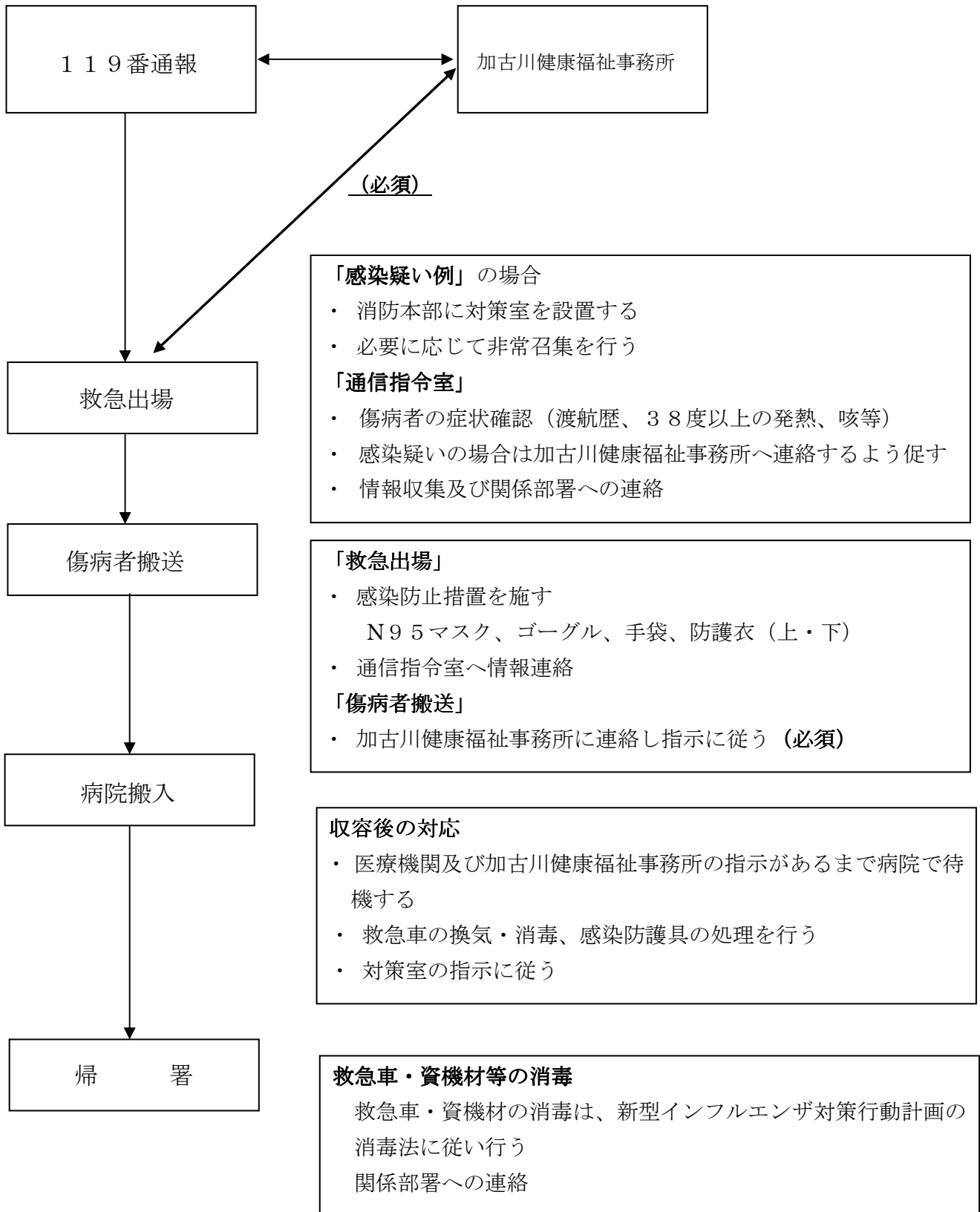
- ア 医療機関及び加古川健康福祉事務所と連絡を密にして対応する。
- イ 医療機関及び加古川健康事務所から救急隊員に待機等の指示があった場合は、その指示に従う。
- ウ 搬送時に感染防護具を着用していた場合  
通常通りの業務に従事して差し支えないが、搬送7日間は体調管理に努め、もし、この間に異常があれば、直ちに業務への従事をやめ、加古川健康福祉事務所に連絡する。
- エ 搬送時に感染防護具を着用していなかった場合（搬送途中で着用した場合や不十分な着用の場合も含む。）「新型インフルエンザ積極的疫学調査マニュアル」（参考：兵庫県新型インフルエンザ対策実施計画）により、健康管理・保健指導を受けさせる。
  - \* 新型インフルエンザの感染が否定された場合はその時点で健康管理・保健指導を打ち切るものとする。
  - \* 新型インフルエンザの感染が強く疑われる場合には、確定診断の結果報告があるまで、訓練場事務室にて2日間程度の待機（隔離）を命じることがある。

補 則

この行動計画は、高砂市救急業務規程（平成13年高消本訓令第8号）並びに高砂市救急業務感染防止要綱（平成19年7月24日）に定めるもののほか、新型インフルエンザ感染疑い患者が発生した場合に対応するものです。

以 上

## 新型インフルエンザ対応フロー



新型インフルエンザ（発熱など）について問合せ・相談があった場合は、**加古川健康福祉事務所**  
**079-422-0006**（夜間・休日は兵庫県健康危機ホットラインに接続）を照会する。